(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年9月3日

(あて先) 旭川市長

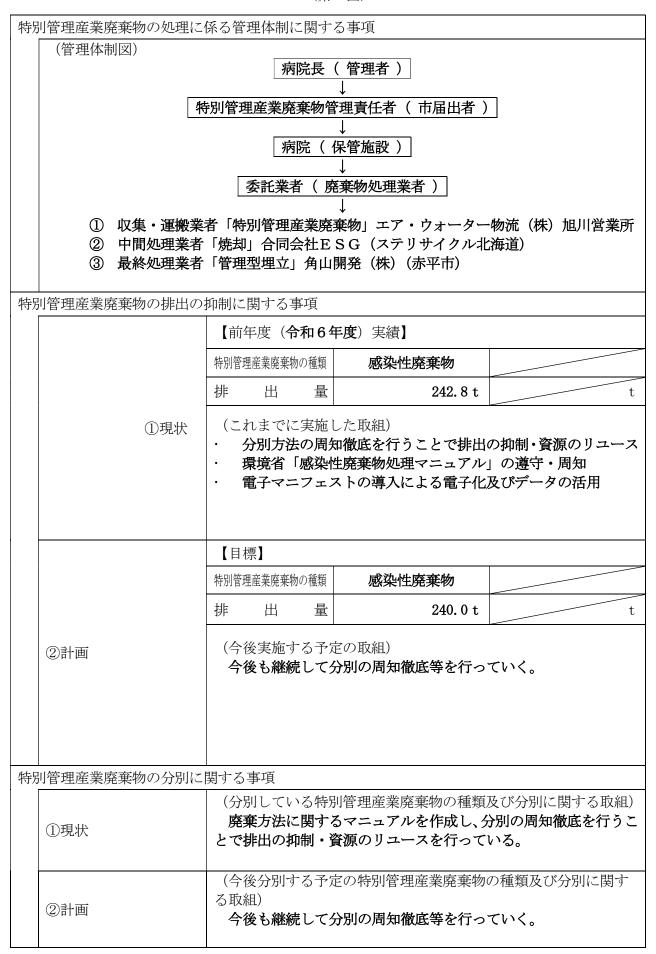
提出者

住 所 旭川市4条通19丁目右6号 氏 名 医療法人社団 shindo 理事長 進 藤 正 明 電話番号 0166 (65) 0101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	旭川リハビリテーション病院			
事	業場の所在地	旭川市緑が丘東1条1丁目1番1号			
計	画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日			
当記	当該事業場において現に行っている事業に関する事項				
	①事業の種類	医療業・病院(中分類:医療業「83」・小分類:病院「831」)			
	②事業の規模	病床数298床(医療機関:病床数「前年度末時点」)			
	③従 業 員 数	475名(令和7年4月1日現在)			
(4)特別管理産業廃業物の一連の処理の工程 2. 委託業者による収集運搬 3. 委託業者による中間処理(焼却)		 院内における適切な分別及び保管 委託業者による収集運搬 委託業者による中間処理(焼却) 			

(日本産業規格 A列4番)



自	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
		【前年度(平成	年度)	実績】		
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t	
		(これまでに実施した	を取組)		,	
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
	्रा । क्या	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t	
	②計画	(今後実施する予定の	り取組)		,	
自身	レ ら行う特別管理産業廃棄	・ 物の中間処理に関する	事項			
		【前年度(平成	年度)	実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t	
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t	
		(これまでに実施した	こ取組)			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t	
	②計画 /	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t	
	(今後実施する予定の取組)					

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
		【前年度(平成	年度) 実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら埋立処分				
	①現状	を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
		(これまでに実施した取組)				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自立埋立処分				
	②計画	を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t		
		(今後実施する予定の取組)				
特別	川管理産業廃棄物の処理	の委託に関する事項				
		【前年度(令和6年月	芝)実績】			
特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物						
		全処理委託量	242. 80 t	t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
		再生利用業者への 処理委託量	t	t		
	① 現状	認定熱回収業者への 処理 委託 量	t	t		
		認定熱回収業者以外の				
		熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
		・ 法令に基づいた。・ 委託業者との契約	と取組) ける契約に当たっては許可 マニフェストの適正管理を 対情報の確認を行う。 の分別状況の確認を行う。	を行う。		

	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	240.0 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理 委託 量	t	t	
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
	 (今後実施する予定の取組) ・ 今後も継続して、契約の際には、許可証等の提出を求める。 ・ 法令に基づいたマニフェストの適正管理を行う。 ・ 分別の周知徹底、委託業者との密な連携を行う。 ・ 処理施設の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から施設の 稼動状況等、適正処理が行われているか確認する。 			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。